

合同会社 JRE 宮城加美「(仮称)宮城加美風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和2年1月21日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)宮城加美風力発電事業環境影響評価準備書」について、合同会社 JRE 宮城加美に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、宮城県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 宮城県加美郡加美町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大58,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年12月27日
環境大臣意見受理	平成29年3月17日
経済産業大臣意見発出	平成29年3月27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年8月9日
意見の概要等受理	平成29年10月16日
宮城県知事意見受理	平成30年1月17日
経済産業大臣勧告発出	平成30年2月2日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和元年6月14日
意見の概要等受理	令和元年8月21日
宮城県知事意見受理	令和元年12月18日
環境大臣意見受理	令和元年12月23日
経済産業大臣勧告発出	令和2年1月21日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、常泉  
電話:03-3501-1742(直通)

(別紙)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 事後調査について

- ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

### (2) 累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による2件の風力発電事業の環境影響評価手続が進められているため、引き続き、可能な限り事業者間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種であるクマタカが複数確認されていることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等による重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア. 対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカの複数ペアが確認され、繁殖の兆候も確認されていることから、営巣中心域が対象事業実施区域に含まれる場合、重大な影響が懸念される。

このため、事後調査においてクマタカの行動を調査し、繁殖等への影響が懸念される場合には、稼働調整等を含めたより適切な環境保全措置を実施すること。

- イ. 鳥類のブレード、タワー等への接近又は接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。
- ウ. 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定

め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

#### (2) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の河川源流部及び沢筋等のほか、表流水等の取水地点や漆沢ダム集水域が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離を確保するとともに、土砂や濁水の流出を抑制することで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (3) 昆虫類に対する影響

ヒメボタルについて、対象事業実施区域内にも分布している可能性が高いため、ヒメボタルの生態を踏まえて、適切に予測及び評価すること。

#### (4) 植物に対する影響

ハクウンランについては、移植が成功する可能性が低いと考えられることから、影響の回避を前提とした環境保全措置を講ずること。

#### (5) 景観に対する影響

やくらいリゾート及びその周辺からの眺望に配慮して、必要に応じ適切な環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。